

第3次 石狩市 環境基本計画 概要版

令和3年3月



基本的事項

1 石狩市環境基本計画とは

本市は、平成 23（2011）年に第2次石狩市環境基本計画を策定し、様々な環境施策に取り組んできました。その間も、世界的な問題として、気候変動や生物多様性の損失、海洋プラスチックごみなどの環境問題が、私たちの暮らしに必要な環境基盤を破壊し、悪影響を及ぼしています。

そのような状況下で、国際的な取組である「持続可能な開発目標（SDGs）」や「パリ協定」、国の取組である「第五次環境基本計画」、「生物多様性国家戦略 2012 - 2020」、「第二次循環型社会形成推進基本計画」などが策定され、各種計画の目標に向けて環境施策の展開を進めています。

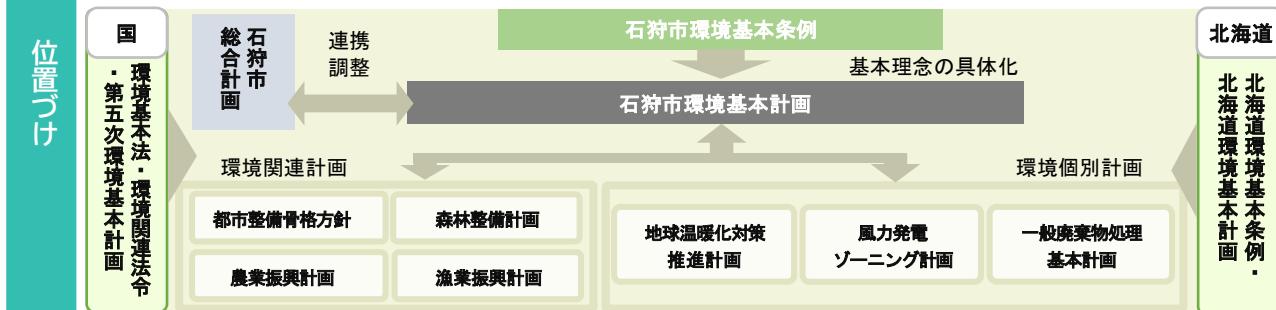
本市もそのような潮流の下、令和2（2020）年に、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、市、事業者、そして市民と共にあらゆる環境問題について積極的に取り組み、20年後も市民が安心して暮らし続けることができ、持続的に事業活動が盛んに行われている地域を目指し、持続可能なまちとなるための施策の方向性を示した計画として、第3次石狩市環境基本計画を策定しました。

2 計画の目的・位置づけ・計画期間

目的 環境基本計画は、「環境の保全及び創造は、市民が健康かつ安全で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐように適切に進められなければならない。」とする石狩市環境基本条例第3条に掲げる基本理念を実現するために、市、事業者及び市民が連携・協力して環境に関する様々な施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

石狩市環境基本条例に基づき、まちづくりの総合計画である「石狩市総合計画」が目指す目標を、環境面から実現する「環境分野における総合計画」です。

■ 第3次石狩市環境基本計画の位置づけ



期計画 計画の期間：令和3（2021）年度～令和22（2040）年度まで。
(中間目標年度：令和12（2030）年度)

石狩市の現状と課題・地域特性

現状

- 宅地造成や石狩湾新港地域の開発に伴い、第二・第三次産業が増加
- 公共交通空白地もあり、有償輸送のデマンドバスが運行
- 市の約74%が森林
- 石狩浜：「すぐれた自然地域」に指定／一部環境省指定の特定植物群落を有している
- 交通手段は自家用車の割合が高い
- 札幌からの就労者が多い
- 路線バスの便数が少ない
- はまなすの丘公園：法律や条例で、海浜生態系保全

特性

- REゾーン等の先進的な脱炭素化の取り組み展開
- 豊富な再生可能エネルギー資源
- 世界と繋がる国際貿易港である石狩湾新港を背景に持つ、工場・流通・漁業・林業・農業等の多彩な産業
- 森林・海浜・河川を含む多様で豊かな自然環境

課題

- 人口減少・少子高齢化
- 災害に強いエリアの形成
- 地域資源を活用した地域振興
- 地域交通サービスの維持・運輸部門のCO₂削減
- 豊かな自然の維持
- 地域に愛着を持つ機運の醸成
- 脱炭素化に向けた取り組み

計画の基本理念

1 20年後の目指すまちの姿

本市の現状と課題、地域特性を踏まえ、さらに本計画策定の検討にあたり実施したアンケート及びいしかり eco 未来会議（市民会議）で出された意見をもとに、20年後のまちの目指す姿を、下記の5つに設定します。

誰もが安心・安全な環境の中で、健康で快適に暮らすことができるまち

公害や化学物質による大気環境や水環境の汚染が無く、静かな音環境や澄んだ空気、清らかな水などが保たれ、安心・安全な環境の中で人々の健康や快適な暮らしが守られているまちを目指します。

豊かな自然と多様な生物、そして人とが共生するまち

海や川、森林など広大で豊かな自然環境と、そこにすむ多種多様な生き物と人々が、共生していくまちを目指します。

資源を有効に活用し、環境に優しい循環型社会が実現しているまち

市民一人ひとりが、日常的に資源循環に対して意識し、ごみの減量化と限りある資源を守るために4R等の取り組みを進めるとともに、森林などの地域資源の循環を図りながら、環境に優しい循環型社会が実現しているまちを目指します。

世界をリードするエネルギー転換・脱炭素社会が進み、 かけがえのない地球環境を未来の子どもたちへと継承しているまち

かけがえのない地球環境を未来の子どもたちへ継承するため、地球温暖化や気候変動などの地球規模の環境問題について考え、豊かな地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進による「エネルギーの地産地活」がなされた、持続可能なまちを目指します。

全ての人が環境を学び、考え、行動することで、環境施策に「協働」で取り組んでいるまち

市・市民・事業者・民間団体等が、自ら学び、考え、行動するとともに、様々な主体同士が共に連携・協働しながらパートナーシップによる環境行動の輪が拡がるまちを目指します。

2 目指す環境像

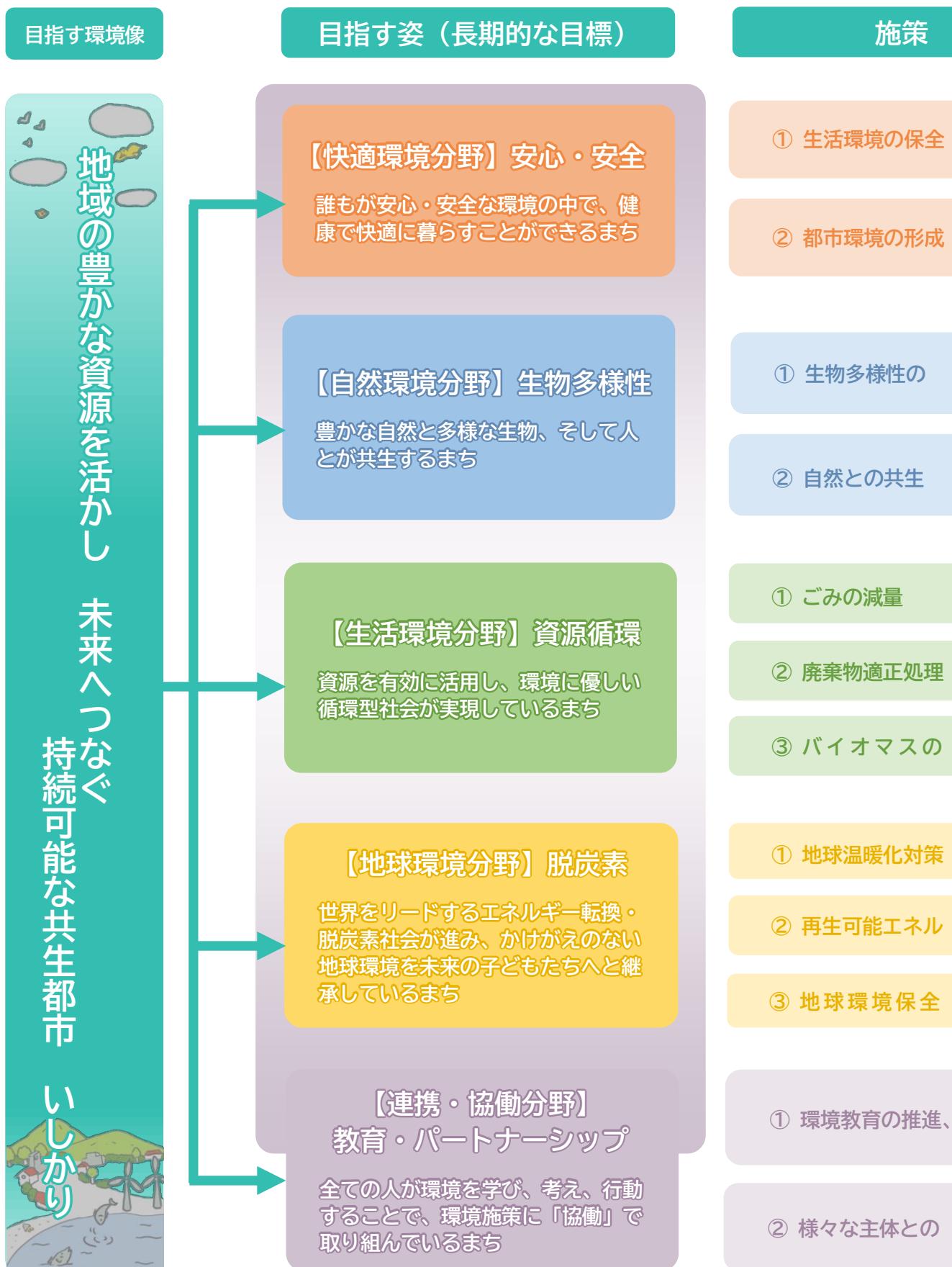
「地域の豊かな資源を活かし 未来へつなぐ持続可能な共生都市 いしかり」

3 目指す環境像を実現するための5つの分野

石狩市環境基本条例第9条で定められた施策の基本方針を踏まえ、目指す環境像を実現するために目指す姿（長期的な目標）として「5つの分野」を設定します。この5つの分野の1つである「教育・パートナーシップ」は、他4つの分野「安心・安全」「生物多様性」「資源循環」「脱炭素」の分野全てに関わり、横断的な取り組みが必要となることから、他4つの分野を取り巻く位置づけとします。



4 計画の体系図



方針

取り組み方針

- ・良好な大気環境、水環境、健全な土壤環境の保全
- ・騒音、振動、悪臭防止対策
- ・化学物質による環境汚染の防止
- ・地方部におけるエネルギーのレジリエンスの確保

- ・市街地における緑の保全
- ・環境美化の推進

保全

- ・生物多様性の保全
- ・希少種の保全、外来種の拡大防止の対策
- ・他機関や市民との連携、種ごとに必要なモニタリングや対策の推進

- ・防災・減災機能を活用する Eco-DRR の推進
- ・野生鳥獣の生態を他機関と情報共有し、管理と調和する対策の検討
- ・市民が自然を学び、楽しめる自然情報の普及啓発

利活用

- ・ごみの減量化の推進
- ・4 R の継続的な展開

- ・適正分別、適正排出の徹底
- ・ごみ処理の適正化の推進

- ・森林資源を活用した木質バイオマスの推進

- ・省エネルギー及び再生可能エネルギーの地産地活の推進
- ・森林による二酸化炭素吸収固定源対策

- ・再生可能エネルギーの地域利活用の推進による地域活力の創造
- ・再生可能エネルギー由来の水素の活用

対策

- ・気候変動に対応する「緩和」と「適応」対策
- ・その他の地球環境保全対策

環境意識の向上

- ・環境教育と環境学習の推進
- ・環境情報の収集・発信
- ・環境活動の担い手などの人材育成

連携・協働

- ・情報交換・交流の場づくり
- ・協働体制の整備（活動団体への支援）
- ・他自治体、民間等の関係団体（機関）との新たな環境産業の創出

5つの分野の現状と課題・施策方針

1 【快適環境分野】安心・安全

現状と課題

○大気

- ・汚染物質濃度：光化学オキシダントを除くすべての項目で環境基準達成。

○水質

- ・石狩川の流域：環境基準達成。
- ・茨戸川：一部環境基準未達成。
- ・中小河川：4地点で環境目標達成。
(石狩放水路を除く)
- ・海域：9地点すべてで環境基準達成。
- ・石狩川及び茨戸川：有害物質等の調査で環境基準達成。

○化学物質

- ・大気、水質のダイオキシン類：環境基準を達成。

○平時から災害時まで一貫した安全の確保が地域課題

○上下水道

- ・上水道の水源：石狩西部広域水道企業団（当別ダム）と表流水。
- ・公共下水道の整備：下水道全体計画区域外で個別排水処理施（合併処理浄槽）整備中。

○地下水

- ・砒素等の有害物質：環境基準を超えている地域もあるが、本市の土壤特性として自然由来の砒素が多いことが要因として考えられる。

○公園・緑化

- ・一人当たりの都市公園面積：全国平均を大きく上回る。
- ・石狩市都市整備骨格方針：緑豊かな住環境の創出で、緑を育む活動を継続し、生物多様性の確保、向上を推進。

目指す姿(長期的な目標)

誰もが安心・安全な環境の中で、
健康で快適に暮らすことができるまち

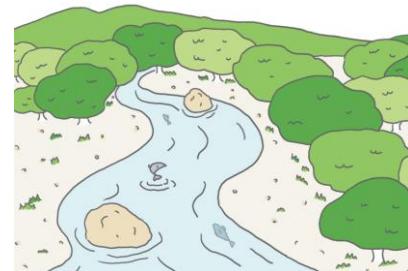
関連する SDGs



施 策 方 针

① 生活環境の保全

- 大気における有害物質や汚染状況、河川・海域の水質状況などの調査を実施し、調査結果の公表や情報提供を実施します。
- 近隣騒音や悪臭発生源に対する迅速な対応及び指導の徹底を図ります。
- 工場・事業所等の排出水、化学物質の排出施設への監視・指導の徹底や、合併浄化槽の適正処理の指導を実施します。
- 災害などの緊急時においても対応できる自立分散型エネルギーの導入を検討し、エネルギーの安定供給を図ります。



② 都市環境の形成

- 身近にある緑としての公園施設の樹木や街路樹、防風林の保全など、適正な維持管理に努めます。
- 市民への啓発を図り、緑の機能の活用を検討します。
- ごみのポイ捨てや不法投棄防止の普及・啓発を図り、環境配慮活動の推進を図ります。



2 【自然環境分野】生物多様性

現状と課題

○自然環境

- ・自然公園法により国定公園、市条例により保護地区や記念保護樹木が指定され、保護が進められている。
- ・生物多様性の保全にとって保護地区内外問わず、今ある自然をどのように持続的に維持していくのかを検討する必要がある。
- ・自然生態系を活かした防災減災機能の維持を今後進めていく必要がある。

○希少種

- ・環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類指定など多くの希少種が生息生育。
- ・地域の動植物を次世代に残すために、長期的なモニタリングによる情報の収集・蓄積・評価、環境の変化に合わせ、適正な保全が必要。
→大学などの専門研究機関や市民との連携を図り取り組む必要がある。

○自然環境の周知

- ・石狩市民に対して実施したアンケート調査の中で「過去1年間に石狩市内の自然へ出かけたことがない」と回答した方は、約60%で、半数以上が市内の自然とふれあっていない現状。
- ・自然を地域資源として活用した市民が楽しめる機会の創出・情報の提供、普及啓発を図ることが必要。

○外来種

- ・北海道指定外来種アズマヒキガエルが、石狩川流域で目撃。
→海浜生態系等への影響が懸念。
→調査・研究を行い、繁殖を防ぐ対策を検討し、実施している。
- ・環境省特定外来種指定のセイヨウオオマルハナバチやアライグマも、本市で生息が確認。
→在来種への影響や農作物への被害があることから、拡大を阻止するための対策が必要。

○野生鳥獣との衝突

- ・人間の生活圏と野生鳥獣の生息圏の重なりによるトラブル増加
→人命や経済に影響。
- ・野生鳥獣を含めた生態系サービスの中に私たちの暮らししが成り立つことを理解し、適正な保護管理のため、生息状況の把握や個々に応じた対策を図りながら共存していくことが必要。

目指す姿(長期的な目標)

関連する SDGs

豊かな自然と多様な生物、そして人とが共生するまち



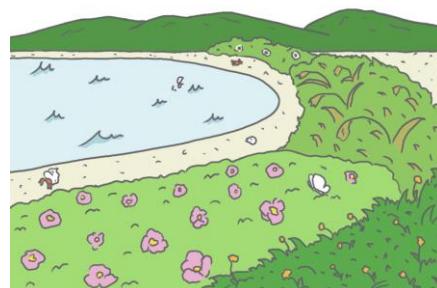
施 策 方 針

① 生物多様性の保全

- 地域ごとに生物多様性の保全に向けた方針を定めます。
- 希少種の保全、外来種の拡大防止の対策を進めます。
- 他機関や市民と連携した基礎調査、情報の収集・蓄積に努め、種ごとに必要なモニタリングや対策を進めます。

② 自然との共生

- 持続的な自然資源の利用を図り、防災・減災機能を活用するEco-DRRを推進します。
- 野生鳥獣の生態を他機関と情報共有し、管理と調和する対策の検討を図ります。
- 市民が自然を学び、楽しめる自然情報の普及啓発を図ります。



3 【生活環境分野】資源循環

現状と課題

○ごみの排出抑制

- ・平成 18(2006) 年から、家庭系ごみ有料化を実施。
- ・家庭系ごみ排出量：令和 2(2020) 年度までの最終目標値をすでに達成。近年の実績も概ね減少傾向。
- ・平成 20(2008) 年 9 月には市内スーパー 4 店舗と石狩消費者協会、いしかり・ごみへらし隊との間で「環境にやさしいエコライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」を締結。
→マイバック、マイバスケットの持参によるレジ袋の削減の取り組みを実施。
- ・事業系ごみ排出量：令和 2(2020) 年度までの最終目標値には至っておらず、近年の実績は減少していない。

○リサイクルの推進

- ・リサイクル率：最終目標値には至らず。ごみの分別排出の周知、適正排出の推進が必要。
→理由：資源化の実施に至っていないほか、民間ルートの拡がりで、市施設で受け入れる資源ごみの割合が減少しているためと考えられる。
- ・リサイクルできる紙ごみを再製品化するため「ミックステーパー」として個別回収し、再資源化を図っているが、回収量は少ない現状。

○最終処分量

- ・近年減少傾向だが、最終目標達成には至っていない。
→理由：事業系ごみ排出量が最終目標と大差が生じていること、資源化未実施などが考えられる。

○ごみの不法投棄

- ・不法投棄件数：ほぼ横ばいで推移。約 50 件/年。
- ・不法投棄場所：道路が最も多く、次いで海浜地、防風林。
- ・対策：監視パトロール実施、監視カメラや看板・のぼりの設置、「ごみ不法投棄ホットライン」開設等実施。

○循環資源としての森林

- ・森林面積：行政区域の約 74%。(うち、市有林：約 4%、国有林は約 77%)
- ・花川・生振地区や海岸砂丘背後の森林は大部分が防風保安林。厚田区・浜益区は、水源涵養保安林、土砂崩壊防備保安林や水害防備保安林等に指定。
- ・森林を守るために、間伐などの適正な管理・保全が必要。
→適正な管理で森林の二酸化炭素吸収量の増加に。
- ・間伐した材は様々な用途に使われているが、未利用材としてそのままの状態になっている材もある。

目指す姿(長期的な目標)

資源を有効に活用し、環境に優しい
循環型社会が実現しているまち

関連する SDGs



施 策 方 針

① ごみの減量

- ごみの減量化の推進を図ります。
- 市民や事業者に対し、4Rの促進を図ります。



4Rとは・・・

リfuse Refuse	ごみになるものは持ち込まない。不要なものは買わない。断る。
リdeュース Reduce	ごみを減らす。物を大事に使う。できるだけごみを出さない生活をする。
リユース Reuse	繰り返し使用する。修理して使う、人に譲る。再使用できるものを使う。
リサイクル Recycle	なるべく捨てない。リサイクルできるものは分別する。リサイクル品を購入し、循環の輪を繋げる。

【森林の循環利用イメージ図】



出典：令和元年度 森林・林業白書（林野庁作成）

② 廃棄物適正処理

- 適正分別、適正排出の徹底を図ります。
- ごみ処理の適正化の推進を図ります。

③ バイオマスの利活用

- 森林資源を活用した木質バイオマスの推進を図ります。

4 【地球環境分野】脱炭素

現状と課題

○市域及び市役所等の公共施設からの

温室効果ガス排出量（GHG 排出量）

- ・温室効果ガス（GHG）排出量
：基準となる平成 25（2013）年度の排出量よりも直近の平成 30（2018）年度で 5.8% 削減。
- ・GHG 排出量：基準年から低減しているが、将来推計で、令和 12（2030）年度の排出量は、対策をしなければ、現状より増加することが見込まれる。
- ・「石狩市地球温暖化対策推進計画」の中で、削減目標達成率を部門別にみると「産業部門」は目標を達成。その他の部門（業務その他の部門、家庭部門、運輸部門、エネルギー転換部門、非エネルギー起源 CO₂）は、目標数値には達成していない状況。

○省エネルギーの推進

- ・市役所では、市が保有する公共施設において省エネ診断を行い、エネルギー使用状況の見える化や省エネ設備への見直し、高効率設備の導入を図っている。
- ・公用車の更新時に次世代自動車の導入、エコドライブの実践などに取り組んでいる。

○再生可能エネルギーの導入

- ・人づくりし、産業、自然が調和した自立的かつ持続的な地域社会の創造を推進するために「風力発電ゾーニング計画」を策定し、事業の適地誘導を図っている。
- ・市内で発電されたエネルギー及び資金（収益）は、地域外に流出。
→ 地域でつくられたエネルギーは地域で使い、得た資金を地域内で使うことで、生活の向上及び地域経済の循環を図るスキームの検討が必要。

○水素エネルギーの活用

- ・地域資源である再生可能エネルギーを活用した水素の造成や石狩湾新港地域の優位性、大消費地札幌に隣接する立地を活かして、札幌都市圏などへのエネルギー供給拠点や水素関連産業の集積などを目指した「石狩市水素戦略構想」を策定し、水素社会構想への課題や効果などの検証を進めている。

○環境破壊がもたらす影響

- ・地球温暖化：人類全体に大きな被害をもたらす災害発生。
- ・オゾン層の破壊：冷蔵庫等に使用されるフロンにより、オゾン層が破壊され紫外線から生命を保護できない。
- ・酸性雨：金属へのサビなど、建造物に悪影響を与える、森林を枯らし、土壤や河川、湖を酸性化するなど生態系、農作物、人体にも悪影響を与える。

目指す姿(長期的な目標)

関連する SDGs

世界をリードするエネルギー転換・脱炭素
社会が進み、かけがえのない地球環境を
未来の子どもたちへと継承しているまち



施 策 方 針

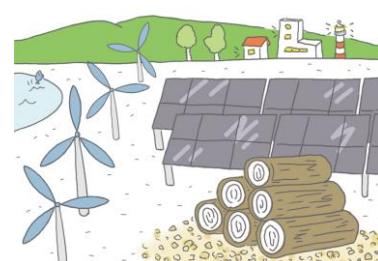
① 地球温暖化対策

- 省エネルギー及び再生可能エネルギーの地産地活の推進を図ります。
- 森林による二酸化炭素吸収固定源対策に取り組みます。



② 再生可能エネルギーの地域利活用

- 再生可能エネルギーの地域利活用の推進による地域活力の創造を図ります。
- 再生可能エネルギー由来の水素の活用を推進します。



③ 地球環境保全対策

- 気候変動に対応する「緩和」と「適応」対策を推進します。
- その他、地球環境保全対策に取り組みます。

5 【連携・協働分野】教育・パートナーシップ

現状と課題

○環境教育・環境学習

- ・学校や地域の団体に対して「省エネ・省資源に関する取り組み」「自然環境保全に関する取り組み」などの環境教育・環境学習事業を実施。
→参加者の增加のため、現メニューの見直しや、新メニューの開発等が必要。

○いしかり・ごみ減らし隊

- ・市内のごみの減量とリサイクルの推進に関する取り組みや課題の抽出・解決に向けて、市民、事業者及び市が協働して取り組むために発足し、ごみの減量に向けた様々な活動を行っている。
- ・市内のごみ・リサイクル施設を見学し、ごみの減量化についての学習や、市民にお知らせしたいごみに関する事項を市の広報誌に掲載するなどの活動を実施。

○薪割りプロジェクト

「プロジェクト NINOMIYA」

- ・NPO 法人 ezorock が実施。森林に興味がある若者を中心とした活動で、厚田区・浜益区の森の間伐材や未利用材を薪にして、カフェ等で使用してもらうことで、多くの人に温かさを共有（Warm Share）することを目指している。
- ・地域資源を活用したエネルギーの創出、環境学習（薪割り体験プログラム）、農山漁村交流による交流人口の増加にも大きな期待がもてる取り組み。

○アズマヒキガエルの駆除

- ・北海道指定外来種指定アズマヒキガエルが石狩浜や厚田区聚富で目撃。
→希少な自然海岸である石狩浜の生態系等への影響が懸念。
→酪農学園大学や北海道外来カエル対策ネットワークの指導で、防除活動・調査研修を実施。

○市民と環境保全活動

- ・ハマナスが石狩浜一面に咲いていた過去の風景を再現し、地域資源として活用するために自生ハマナスを育成。
- ・ハマナスの苗を育てるハマナスサポーターとの交流や、市民や企業が除草作業へ協力するなどの取り組みにより、市、事業者、市民との協働による保全活動を実施。

○森林ボランティアの活動

- ・厚田区：漁協女性部による「お魚殖やす植樹運動」や森林ボランティア団体のクマゲラ、やまどり等による「あつたふるさとの森への植樹活動」等を実施。
- ・浜益区：浜益魚つきの森推進協議会による「浜益魚つきの森植林活動」等を実施。
- ・厚田、浜益両地区をフィールドとして、「厚田里山再生の会」が設立され、里山の保全や森林資源の利活用などの取り組みを行っている。

目指す姿(長期的な目標)

全ての人が環境を学び、考え、行動することで、
環境施策に「協働」で取り組んでいるまち

関連する SDGs



施 策 方 針

① 環境教育の推進・環境意識の向上

- 環境教育と環境学習の推進を図ります。
- 環境情報の収集・発信を実施します。
- 環境活動の担い手などの人材の育成を推進します。

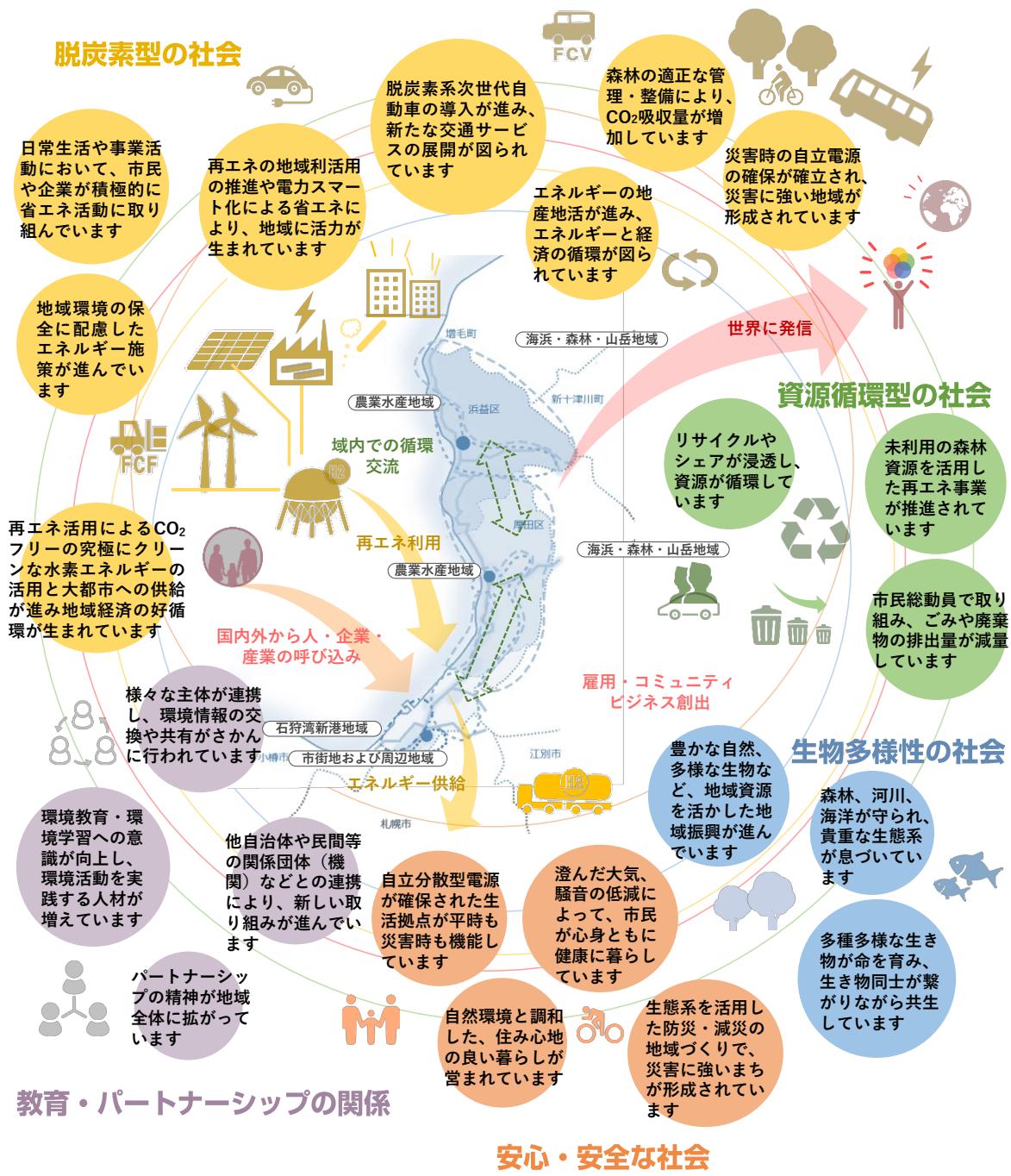


② 様々な主体との連携・協働

- 情報交換・交流の場づくりを推進します。
- 協働体制の整備（活動団体への支援など）を検討します。
- 他自治体、民間等の関係団体（機関）との新たな環境産業の創出を図ります。



目指す環境像が実現した 20 年後のまちの姿



推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

(1) 市、事業者及び市民

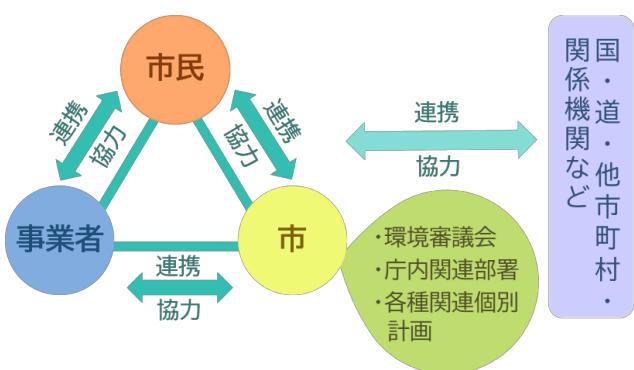
本計画の環境像に向けて、市、事業者及び市民の3者が、それぞれの責務に応じた役割分担と協働により、環境の保全及び創造に向けて自立的かつ積極的に取り組みます。

(2) 環境審議会及び庁内関係部署

環境に関する基本的な事項について調査・審議する環境審議会の意見や、環境部門のセクションだけではなく、関係する部署との連携、各種関連個別計画などを踏まえて進めます。

(3) 国・道・他市町村・民間企業

市単独より広域的な取り組みを進めることで、効率的かつ効果的となる取り組みについては、国・道・他市町村の他、民間企業などとの連携により進めます。



2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、それぞれの個別計画で設定される目標や成果指標、関連施策の実施状況等を検証・評価し、PDCA※サイクルによって管理を行います。また、その結果は毎年発行する「環境白書」により公表します。

※PDCAサイクル：事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進めるための手法の一つであり、Plan（計画）-Do（実行）-Check（評価）-Action（見直し）の4段階を繰り返し、元の計画に反映させていくことで、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするもの。

3 施策の推進に向けたSDGsの視点

本計画は、SDGs達成との関係を位置づけています。5つの分野の施策の方向性は、環境分野の側面から11のゴールに対して関連があり、環境保全対策は1つの取り組みが、様々な分野の結果の繋がることになります。このSDGsで示すゴールやターゲットも見据えて進行管理を行うことも必要です。

目指す姿 (長期的な目標) 5つの分野	3 すべての人に 安全な水を	4 食料・農業を みんなに	6 水資源を みんなに	7 エネルギーを みんなに	9 積極的な 産業政策を つくる	11 住む場所を つくる責任 をもつべき だら	12 つくる責任 つかう責任	13 生態系を 守る責任	14 海洋を 守る責任	15 土地を 守る責任	17 パートナーシップ で目標を実現
	健康/ 福祉	教育	水	エネル ギー	産業/ 技術革新	まち づくり	生産/ 消費責任	気候 変動	海洋 資源	陸域 生態系	パートナ ーシップ
「安心・安全」健康で快適な暮らしの実現											
① 生活環境の保全	●		●		●	●	●				●
② 都市環境の形成			●			●	●	●			●
「生物多様性」豊かな自然、多様な生物との共生											
① 生物多様性の保全			●			●			●	●	●
② 自然との共生						●	●				●
「資源循環」循環型社会の形成											
① ごみの減量						●	●	●	●		●
② 廃棄物適正処理						●	●				
③ バイオマスの 利活用				●					●	●	
「脱炭素」持続可能な社会の構築											
① 地球温暖化対策				●	●	●	●	●	●	●	●
② 再生可能エネルギーの地域利活用				●	●	●	●	●	●	●	●
③ 地球環境保全対策						●	●				●
「教育・パートナーシップ」環境行動の輪が広がるまちづくり											
① 環境教育の推進、 環境意識の向上		●				●	●	●			●
② 様々な主体との 連携・協働					●	●	●	●			●

市民・事業者が取り組む事項

1 市民が取り組むこと

日々の生活の中で日常的にできることや、人生（生活）の節目に取り組めることなど、様々な場面で環境へ意識を持ち、継続的に取り組みましょう。

省エネ行動

- 自動車を購入する際は、電気自動車や燃費及び排気ガスなどの環境性能に優れた車種を選ぶ。
- 自動車の排気ガス削減のため、エコドライブに努める。
- 使用していない電気（照明、テレビなど）は消す。
- 可能な時は自転車、徒歩、バスなどで移動する。
- 引っ越しやマイホームを建てる際は、スマートホーム※を選ぶ。
- 電化製品の買い替え時は、積極的に省エネ家電を購入。
- 着衣の工夫や外気、太陽光を取り入れるなど、冷暖房の設定温度を見直す。
- 太陽光発電やペレットストーブの導入など、自然エネルギーの活用を検討。

ごみの減量

- 商品の過剰包装を断る、エコバックの使用を心掛ける、使い捨て容器の使用を避ける。
- 徹底したごみの分別を心掛ける。
- 食品はできるだけ食べきり、生ごみは水切りして減量してから捨てる。
- 使用しなくなったものは、フリーマーケットに出品するなどリサイクルを心掛ける。
- 手入れや修理をしながらものを大切に使い、再利用にも努める。

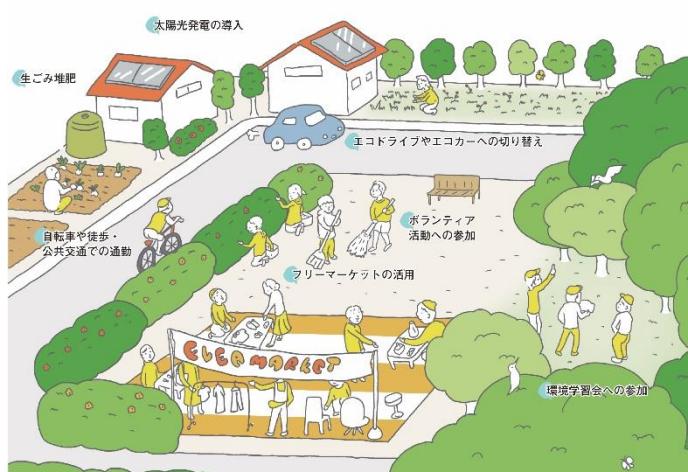
環境に対する積極的な行動

- 市内で活動している環境ボランティア団体などへ積極的に参加。
- 自然体験学習などの環境学習などへ積極的に参加。
- 環境に関する情報を積極的に収集し、自ら環境配慮について考え、行動へ移す。
- 環境問題を意識し、環境情報を公開している生産者や販売店による製品やサービスを選択。
- エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルを目安に、環境負荷の少ない製品を選ぶ。
- 庭や畠、公園など、身近な場所や地域から緑を増やす。
- 輸送や生産に必要なエネルギーが少ない、地産地消や旬の食材の購入を心掛ける。
- 環境保全活動に関する情報交換や共有を進め、人の繋がりを広める。
- 世界で起こっている環境問題と私たちの生活との関連を考え、解決に向けて身近にできることから行動する。
- 水環境への負荷を減らすためにも、洗剤の購入の際には、成分表示を確認することや使用量を適量にするなどの意識を心掛けよう。

■ 市民のみなさんが室内でできること



■ 市民のみなさんが屋外でできること



※スマートホーム：IoT（モノのインターネット）やAIなどの技術を活用した住宅

2 事業者が取り組むこと

事業者自らが、事業活動における環境への負荷があることの意識を持ち、地域に根付いた事業活動を進めることができます。

省エネ行動

- 事業所などの建物を建て替える際には、エネルギー消費ゼロを目指すZEB※やZEH※を検討。
- 省エネルギー性能の高い設備・機器等、高効率な設備への更新を検討。
- EMS※などにより、事業所のエネルギー利用を管理し、省資源・省エネ対策を進める。
- 従業員の公共交通機関の利用やエコドライブの推奨、エコカーやクリーンエネルギー導入、輸配送の効率化など事業活動による低炭素化を進める。
- 太陽光発電やペレットストーブの導入など、自然エネルギーの活用を検討。

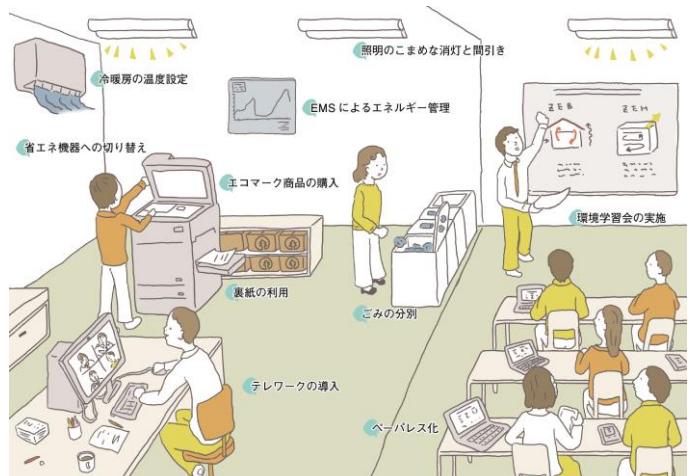
ごみの減量

- すぐにごみとして排出されるものを作らない、使わない、つけない、売らない、また分別しやすくするなど、4Rの推進に協力。
- 各種リサイクル法に基づくリサイクルの推進、また再生品の利用・活用など循環型社会の構築に貢献する。
- 事業所での省資源化・再資源化を進め、事業系ごみの排出や産業廃棄物の減量に取り組む。

環境に対する積極的な行動

- 工場や事業所における騒音・振動・悪臭の防止に努める。
- 従業員の環境学習や体験学習への積極的な参加を促すなど、自然とふれあう機会の提供やきっかけづくりの支援を推進。
- 市民・民間団体・市が行う環境保全活動や地域の清掃、美化活動などに参加・協力。
- エコマークやグリーンマークなどの環境ラベルを目安に、環境負荷の少ない製品を選ぶ。
- 事業活動における自然環境への配慮に努める。
- 建物の屋上・壁面緑化の推進。

■ 事業者のみなさんが室内でできること



■ 事業者のみなさんが屋外でできること



※ZEB：「ゼロエネルギービル」の略称。建築構造や設備の省エネルギー、再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用、地域内のエネルギーの内面（相互）利用の対策をうまく組み合わせることにより、エネルギーを自給自足し、化石燃料などから得られるエネルギー消費量がゼロ、あるいはおおむねゼロ、となる建築物のこと。

※ZEH：「ゼロエネルギー・ハウス」の略称。自宅で「創るエネルギー」が「使うエネルギー」よりも大きい住宅のこと。

※EMS：「エネルギー・マネジメントシステム」。施設内の使用電力を見える化してくれるシステム。または、見える化に加えて、使用電力を制御してくれるシステムや設備のこと。

第3次石狩市環境基本計画 概要版

発 行 令和3（2021）年3月

石狩市 環境市民部環境政策課

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2

協 力 株式会社KITA BABA

